定款

2025年1月1日改定

株式会社システムサポートホールディングス

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社システムサポートホールディングスと称し、英文では、System Support Holdings Inc.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする。

（１）傘下の国内外における会社又は事業体等の株式又は持分等を保有することにより、当該会社・事業体等の事業活動を支配・管理すること

（２）前号の会社・事業体等に対する経営指導等の業務

（３）ソフトウェア及び情報通信システムの企画、設計、開発、運用、販売、保守及びコンサルティング等の業務

（４）情報処理・提供サービス及びインターネット附随サービス

（５）著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得及びその管理運用

（６）不動産の売買、賃貸、仲介及び運営管理

（７）その他前記各号に附帯・関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を石川県金沢市に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査等委員会

（３）会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条　当会社は株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）
第 11 条　当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招集）
第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年９月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月 30 日とする。

（招集権者及び議長）
第 14 条　株主総会は、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故

があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 18 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 19 条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、６名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条　取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役の任期）

第 21 条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条　取締役会は、その決議によって、代表取締役１名を選定する。

2　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3　取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各１名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2　代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役全員の同意あるときは、取締役会の招集手続きを経ないで、これを開くことができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 25 条　取締役会は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 26 条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条　当会社は会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 28 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 29 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第 31 条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第 32 条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 33 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 34 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 35 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計算

（事業年度）

第 36 条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月 30 日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第 37 条　当会社の期末配当の基準日は毎年６月 30 日とする。

（中間配当）

第 38 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 39 条　配当財産が金銭である場合は、支払開始日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、第 37 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。